

静岡県国土利用計画審議会条例

制定 昭和 49 年 10 月 19 日条例第 43 号

静岡県国土利用計画地方審議会条例をここに公布する。

静岡県国土利用計画審議会条例

(題名改正〔平成 12 年条例 2 号〕)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号。以下「法」という。)第 38 条第 2 項の規定に基づき、静岡県国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成 12 年条例 2 号〕)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 3 条 委員及び臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、その任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(特別委員会)

第 5 条 審議会は、法第 7 条第 1 項の都道府県計画及び法第 9 条第 1 項の土地利用基本計画に関し特別に調査審議する必要があると認めるときは、審議会の定めるところにより、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 特別委員会に委員長を置き、特別委員会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 委員長は、特別委員会の事務を掌理する。

5 委員長に事故があるときは、特別委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(幹事)

第 6 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

(会議)

第 7 条 審議会又は特別委員会は、会長が招集する。

2 審議会にあつては会長が、特別委員会にあつては委員長が会議の議長となる。

3 審議会又は特別委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会又は特別委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、それぞれ議長の決するところによる。

5 審議会は、その定めるところにより、特別委員会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(資料の提出等)

第 8 条 審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長等に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(雑則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会及び特別委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行後最初に行われる審議会は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、知事がこれを招集する。

(静岡県総合開発審議会条例の一部改正)

3 静岡県総合開発審議会条例(昭和 25 年静岡県条例第 68 号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 12 年 3 月 21 日条例第 2 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。